

14 観覧席

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
車いす使用者用席 (幅・奥行) (床面) 席までの通路 (幅) (傾斜路・踊場) 表面の仕上	(一) 観覧席を設ける場合にあつては、その1以上は、車いす使用者用の席であつて次に定める構造のものであること。 (1) 1席当たりの幅は85cm以上であり、かつ、奥行きは110cm以上であること。 (2) 床は、水平であること。 (二) 観覧席を有する居室の出入口から(一)に定める構造の車いす使用者用の席に至る通路のうち1以上は、次に定める構造であること。 (1) 幅は、内法が120cm以上であること。 (2) 高低差がある場合にあつては、3の項(四)の(1)から(5)までに定める構造の傾斜路が設けられていること。 (三) (一)に定める構造の車いす使用者用の席の床および(二)に定める構造の通路の表面は、滑りにくい仕上げであること。	・14ページ参照
(設計上の参考) ・着脱式の客席を設け、車いす使用者が使用しないときは、一般客席として使用できる構造としてもよい。(ただし、消防長の認定が必要。) ・難聴者のために磁気ループ、FM送受信装置などの集団補聴装置を、視力障がい者のために副音声装置を設けるとよい。		

車いす使用者用観覧席の例

